

入札説明書等に対する質問回答書

「北塩原地区復旧治山工事」

質問事項	回答事項
<p>下記の事項が発生した場合、設計変更の協議対象となりますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場の施工影響範囲内にある支障木の伐採 2. 2基の土留工設置部への重機によるアクセスが困難な場合の対応 3. 使用資材価格の急激な高騰に対するインフレスライド対応(*設計単価ベースの比較による増額ではなく見積もしくは業者購入単価ベースでの増額変更) 4. 丸太柵工設置個所の地盤が堅固であった場合の工法変更対応 5. No.1谷止工施工時の廻排水方法が施工上支障となる場合の方法変更 6. モノレール架設時の起終点箇所と経路の変更 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支障木については、現場説明書10(3)に記載のとおり変更協議事項となりますので、必要となる資料等を監督職員に提出し、現地立会のうえ協議をお願いします。 2. 資材運搬路については、現状で通行が困難である場合では、資材運搬路の再構築の検討について、監督職員と協議をお願いします。 3. 本工事に使用する資材等については、単品スライドによる対応と考えます。通知に基づいたスライド条項の協議により対応可能となりますので、事前に監督職員と協議のうえ請求をお願いします。 4から6については、発注段階と現地条件が異なる場合には、変更協議事項となりますので、監督職員と協議をお願いします。
<p>指定仮設として敷鉄板が計上されておりますが、仮設平面図への記載が見受けられません。どの場所への設置を想定されていますか。</p>	<p>敷鉄板については、資材運搬路における路肩の補強等を想定して計上しております。設置個所につきましては、現地において監督職員と協議をお願いします。</p>
<p>指定仮設の工事用道路は豪雨の度に路面状況が悪くなるため、その都度、碎石や栗石などを施工者負担で補充しながら現場へアクセスするようになります。そのような経費は計上方法なども含めて協議対象となりますか。</p>	<p>資材運搬路については、発注段階と現地条件が異なる場合には、現地において設計変更となるか否かを判断しますので、監督職員と協議をお願いします。</p>
<p>本年度で当該事業終了となる場合、目的構造物の完成後の工事用道路に関する扱いはどのように想定されていますか。また、その取扱いにあたり必要となる費用は協議対象となりますか。</p>	<p>工事用道路の取扱いについては、工事の経過を踏まえつつ、現地において判断が必要となる場合の想定も考えられることから、監督職員と協議をお願いします。</p>
<p>木製枠土留工(No.1, No.2)の明細書(16号及び17号)において、木製枠ユニット(L=1.5m)が計上されておりますが、当明細内の木製枠工の歩掛(27号代価表)の中でも同じユニット材及び割栗石の材料が二重計上されているように見受けられます。詳細な計上状況についてご教示願います。</p>	<p>ご質問のとおり、積算上の誤謬となります。入札時点においては公表用設計書の通り積算していただき、契約後に設計変更の対象とします。</p>